

公 告 第 1 2 3 号
平成31年 2月 1日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 前 野 広
(公 印 省 略)

標 準 報 酬 月 額 の 決 定 に つ い て

健康保険法第37条（任意継続被保険者）に適用する平成30年9月30日現在の平均標準報酬月額は、277,681円と決定しましたので標準報酬月額を下記のとおり公告します。

記

標 準 報 酬 月 額 2 8 0 , 0 0 0 円

以上